

町長の行政報告（抜粋）

●北朝鮮の弾道ミサイル発射への対応については、全国瞬時警報ネットワークシステム「Jアラート」の発令を受け、防災行政無線で町民の皆様に緊急情報をお知らせした。

■東日本大震災からの早急な復旧・復興

- 除染対策は、公共施設等に保管している除去土壌を8月下旬から仮置場に搬出。一時保管後に中間貯蔵施設に輸送する。
- 平成29年産米の全量全袋検査は、県産米の信頼性の回復と食の安全・安心の確保のため今年度も9月25日から取り組む。

■安全安心な町政の実現

- 総合防災訓練は、9月10日に町内6地区で、それぞれ安否確認など各種訓練を実施した。
- 7月5日、6日の九州北部豪雨による大規模な土砂災害で多くの犠牲者が出たことから、小坂地区、石母田地区、大木戸地区にて8月11日と12日に土砂災害に係る説明会を開催した。

■活力ある町政の実現

- 9月23日の義経まつりでは、義経役に若手俳優の西銘駿さんを起用。静御前役は公募とし、県内外から多くの応募があった。また、道の駅国見あつかしの郷においてもステージイベントを行った。
- 道の駅国見あつかしの郷は、7月15日に来場者50万人を達成した。お盆時期のサマーフェスタでは7日間で7万人が来場した。
- 「復興庁地域づくりハンズオン支援事業」は、町の次世代を担う若者を対象に、「国見プロジェクト学習」「国見カスタムラボ」「国見ホイスコーレ」の3事業を実施している。8月21日には、道の駅もたんカフェにおいて若者自らが企画、準備、広報、運営を行う「kuni's bar（クニズバー）」を開催し、好評を得た。

■思いやりのある町政の実現

●子育て支援事業については、7月2日に「くみにキッズフェスティバル」を開催した。

■町の継続的な維持発展

- 国見ジュニア応援団は、7月15日から岩手県平泉町、8月1日から北海道ニセコ町を訪問し、モモのPR活動などを行った。8月4日に平泉町の児童30名、8月16日に岐阜県池田町の小中学生10名が国見町を訪れ、応援団と交流活動を進めた。
- 町民の皆様との懇談会については、7月に福祉関係者や町内主要企業の方々を対象に実施したほか、8月26日にはくみにの日プレ事業として「町長と対話の日」を実施した。
- 学校教育では、8月5日から7日にかけて秋田県大館市で行われた中体連東北大会で、県北中学校のバレーボール男子が出場し健闘した。



子どもたちはスポーツでも町を盛り上げてくれています
(県北中学校男子バレーボール部のみなさん)

選挙

国見町・桑折町有北 山組合議会議員選挙

- 任期満了に伴う国見町・桑折町有北山組合議会議員選挙（各地区の推薦候補者）が行われ、国見町から以下のとおり当選しました。
- 第1選挙区（小坂） 一條 善助氏
 - 第2選挙区（泉田） 安孫子 正氏
 - 第3選挙区（鳥取） 本田 精司氏

- 第4選挙区（内谷） 菅野 宏晴氏
- 第5選挙区（藤田） 秦 富夫氏
- 第6選挙区（山崎） 高橋 俊郎氏
- 第7選挙区（塚野目） 高橋 佐七氏

※国見町・桑折町有北山組合議会とは
国見町、桑折町の特定地域が白石市小原地内の山林一部を所有し、管理するための一部事務組合。国見町、桑折町からの議員12人で議会を構成。

人事

教育委員会委員 2名の再任に同意

教育委員の任期満了により、現職の高橋幸子氏（藤田）、石川博利氏（森山）の再任に同意しました。

固定資産評価審査 委員会委員2名の 再任に同意

任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員に、再任の菅野俊光氏（内谷）、新任の安田博三氏（藤田）を選任することに同意しました。

議会基本条例 を改正

議会改革推進会議

平成26年3月議会で制定された議会基本条例を改正しました。この条例は、議会活動が町民の皆様に理解されるよう、また、議会が本来の活動を十分発揮し、町政が円滑に運営されるように制定されたものです。

第22条で任期開始後、直ちに条例の目的が達成されているか検討することが規定されており、議会運営委員会で検討後、議会改革推進会議で議論を重ねた結果、7項目を見直したものです。

なお、改正項目の内容は以下のとおりです。

(報告者 八島博正)



改正前(要旨)	改正後(要旨)	検討内容
第2章 議会・議員の活動原則		
(議会の活動原則) 第2条第2項 ○ <u>正副議長</u> の選出 ・本会議において所信を表明 ・選出の過程を明らかにする	(議会の活動原則) 第2条第2項 (削除)	正副議長への立候補者に限らず、全議員に等しく資格がある。所信表明をした議員のみに投票を促すと誤解を招く規定をするのはいかがなものかという見解もあり、あえて条例には規定せず、これまでどおり所信表明の機会を公開にて設けるとする。
第2条第4項 ○議会は会議を定刻に開催 ○会議を休憩する場合の理由と再開時刻を傍聴者へ説明	第2条第4項 ○議長は会議を定刻に開催 ○会議を休憩する場合、その旨と再開の時刻を告知	休議時は、会議途中で委員会等の開催をする場合を除いて理由までは説明しておらず、再開の時刻を告知すれば良い。また、傍聴者および会議出席者に対して向けられる告知であることから、現状を踏まえ文言を整理した。
(町民参加及び町民との連携) 第4条第2項 ○議会主催の一般会議を設置するなど、町民が議会の活動に参加できるよう措置 第4条第6項 ○議会は重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表	(町民参加及び町民との連携) 第4条第2項 ○議会主催の会議を設置するなど、町民が議会の活動に参加できるよう措置 第4条6項 ○議会は__議案に対する各議員の賛否を議会広報で公表。	町民が議会活動に参加できる機会として「一般会議」と規定していたが、わかりづらいとの指摘もあった。そのため、等しく意見交換のための「会議」と規定することで、適用できる幅を広げた。 全ての議案について、各議員の賛否を議会広報紙で公表しているため、「重要な」という表現は省き、「態度」も「賛否」と改めた。
第7章 議会・議会事務局の体制整備		
(委員会等の適切な運営及び一般会議の設置) 第12条第2項 ○町政全般にわたり、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置	(委員会等の適切な運営及び意見交換のための会議の設置) 第12条第2項 ○町政全般にわたり議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する会議を設置	第4条第2項と同様の検討。
第9章 最高規範性及び見直し手続		
(最高規範性) 第20条第1項及び第2項 ○この条例は議会運営における最高規範 ○日本国憲法、法律等の解釈、運用において、この条例に照らして判断する	(最高規範性) 第20条第1項 ○この条例は議会運営における最高規範であり、議会に関する条例・規則の制定、改廃に当たっては、この条例との整合を図る	第2項に規定した日本国憲法等との関係性について、記載の仕方が憲法より優位にあるような誤解を招くため、第1項、第2項をまとめてわかりやすく整理を図った。